

平成 28 年 2 月 1 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成28年2月1日(月) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

14番 佐々木 勇

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長補佐	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂きありがとうございます。

ただ今より、平成28年第1回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

最近では年末とか年始の大変ご多忙だった時も、一応一段落ついている時期ではないかと思っておりますが、また先日は、何十年來の寒波が押し寄せて随分と生活に悪い影響があったように思います。

まだちょうど今の時期が、年間を通して一番寒い時期ではないかなと思っておりますので、どうか健康に留意されて議員活動に励んでいただきたいと思います。

今日はそういう中ではありますが、給与改定議案とそして一般会計補正予算、計5議案のご審議をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

ここで、佐々木勇議員より欠席届が出ております。

ということで、ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成28年第1回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第1回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、12番、庄野克宏君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致します。

日程第3、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長(高嶋 好弘)

おはようございます。

議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。

国においては、昨年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、本年の通常国会で一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例(案)を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、12月期を0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.60月を0.05月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成28年度より、6月期を0.05月引き上げ、1.50月とし、12月期は昨年と同様の1.60月とするため、0.05月引き下げようとするもので、第5条第2項中「6月1日に在職するもの100分の145」を「6月1日に在職するもの100分の150」に改め、併せて「12月1日に在職するもの100分165」を「12月1日に在職するもの100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

2点ほどあるんですが、第1点は報酬審議会からの答申があったのかどうかという点と、2点目は議案第1号で、改正後の予算金額はいくらになるのかをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

尾崎議員の質問にお答えいたします。

特別職報酬等審議会は、議員の報酬の額、並びに町長、副町長、教育長の給与の額に関する条例を、額に対して議会に提出するもので、報酬等審議会にはかけることではありません。

2点目ですが、額については約25万円を3月補正にて計上しようと考えております。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第1回多度津町議会臨時会におきまして、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について次の点で反対をいたします。

現在の景気につきまして、マスコミによる県民への合同世論調査では、景気回復に足踏み感があり、しかも体感景気が上向かずに先行き不安で家計出費を抑えるために、節約をして、県民は苦勞をしているのが現状ですと報じられております。

そして消費税が5%から8%へ増税され、約1年半が経過していることから、増税による消費にブレーキがかかっており、町内各商店では販売不振が深刻になっていることが判明しております。

さらに市場の動きは目まぐるしく、海外情勢の変化も激しく、すぐ日本の景気

に影響が出る状況にあります。

地域ごとの経済の実態は、全国一律ではなく、東京都それ以外の地方で地域間格差が拡大しており、また最近の特徴としては、8月の上海発の世界同時株安に見られるように不安定化していること、そして、外国人投資家の比率が増加しており、もはや売買の中心は海外投資家となっており、株価の乱降下のもとで海外資本による投資ファンドが日本の株式市場で取引し、利益を得ているのが実態であります。

そして株主配当などでも地域格差がさらに広がるとともに、相当部分が海外に流れ出している経済状況になってきております。

さらに来年は、10%の消費税増税が実施されようとしており、経済の不安定感が増している中での勤労者の雇用者報酬は低迷して上がっておらず、いっそう消費低迷が続いている状況でもあります。

したがって、町財政も厳しい中でもあり、人事院勧告は、一般職職員給与改定に関するものであり、議会議員、特別職、教育長などは、報酬審議会の答申により、慎重審議によって決めるべきものであり、準じて引き揚げを適用することには反対を致します。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

日程第4、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

議案第1号と同様に、国においては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関

連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第4条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、12月期を0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.60月を0.05月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成28年度より、6月期を0.05月引き上げ、1.50月とし、12月期は昨年と同様の1.60月とするため、0.05月引き下げようとするもので、第4条第2項中「6月1日に在職するもの100分の145」を「6月1日に在職するもの100分の150」に改め、併せて「12月1日に在職するもの100分165」を「12月1日に在職するもの100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

同じく議案第2号についてでございますが、第1点目、報酬審議会からの答申があったのかどうかということと、議案第2号の改正後の予算の金額はいくらになるのかをお尋ねしたいと思いますので、よろしくご答弁お願いいたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

尾崎議員の質問にお答えいたします。

先程も申しましたが、多度津町特別職報酬等審議会条例の第2条に、先程申しました通り、町長、副町長、及び教育長の額に関する条例で、議会に提出する時には、あらかじめ聞くものとなっておりますが、これは聞く必要はないものとしております。

それと額ですが、約9万5,000円を3月に計上しようと思っております。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第1回多度津町議会臨時会におきまして、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定については、1号議案での反対理由と同じでございますので、反対をいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

日程第5、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第 3 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

議案第 1 号及び議案第 2 号と同様に、国においては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2 ページをご覧ください。

改正条例の第 1 条関係でございますが、期末手当に関する条文の第 4 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 165」に改めようとするものでございます。

この改正は、12 月期を 0.05 月引き上げる改正を行うものでございます。

3 ページをご覧ください。

改正条例第 2 条関係でございますが、先の 1 条関係におきまして、12 月期の 1.60 月を 0.05 月引き上げ、1.65 月とする改定でしたが、平成 28 年度より、6 月期を 0.05 月引き上げ、1.50 月とし、12 月期は昨年と同様の 1.60 月とするため、0.05 月引き下げようとするもので、第 4 条第 2 項中「6 月 1 日に在職するもの 100 分の 145」を「6 月 1 日に在職するもの 100 分の 150」に改め、併せて「12 月 1 日に在職するもの 100 分 165」を「12 月 1 日に在職するもの 100 分の 160」に改めようとするものでございます。

1 ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第 1 項において、この条例中第 1 条の規定は、公布の日から、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

附則第 2 項は、第 1 条による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用するものです。

附則第 3 項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

先程と同じく 2 点ほど。

報酬審議会からの答申があったのかどうかということと、議案第3号の改正後の予算金額はいくらになるのかをお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

尾崎議員の質問にお答えします。

先程1号議案、2号議案でお答えしましたが、報酬等審議会には意見は聞いておりません。

それと額でございますが、約3万6,000円を3月で計上する予定です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第1回多度津町議会臨時会におきまして、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、1号議案の反対理由と同じでございますので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

日程第6、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

議案第 1 号から議案第 3 号までと同様に、国においては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、人事院勧告を尊重し、一般職の給料表の改定、勤勉手当の支給月数を改めるため、本条例（案）を提出するものでございます。

今回の人事院勧告では、月例給において、民間企業との較差は、1,469 円で、勧告率は、0.36%の引き上げでございます。

特別給（ボーナス）は、民間の平均水準に合わせるため、支給月数 4.10 月から 0.10 月引き上げて、4.20 月とするものでございます。

それでは、本条例の改正内容について説明させていただきます。

まず、1 ページの第 1 条関係ですが、7 ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

第 20 条第 2 項第 1 号の改正は、再任用職員以外の職員の 12 月期の勤勉手当を 0.1 月引き上げるもので、同 2 号の改正は、再任用職員の 12 月期の勤勉手当を 0.05 月引き上げるものでございまして、下線部分、同第 1 号中「100 分の 75」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」に改め、8 ページをご覧ください。

同第 2 号中「100 分の 35」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」に改めるものでございます。

次に給料表の改正ですが、1 ページから 5 ページにあります、別表第 1（第 3 条関係）の給料表に改めるものでございます。

8 ページから 13 ページにあります、別表第 1（第 3 条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、

1 級の 1 号級から 93 号級まで、2 級の 1 号級から 125 号級まで、3 級の 1 号級から 113 号級まで、4 級の 1 号級から 93 号級まで、

5 級の 1 号給から 93 号級まで、6 級の 1 号級から 85 号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ 1,100 円から 2,500 円の引き上げとなっております。

再任用職員につきましては、新の下線部分、1,100 円引き上げとなっております。

続きまして、5 ページの第 2 条の関係です。

14 ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

この改正は、先の第 1 条におきまして、第 20 条第 2 項第 1 号は、再任用職員以外の職員の 12 月期を 0.01 月引き上げ、0.85 月とする改定でしたが、平成 28 年度より 12 月期を引き下げ、6 月期と 12 月期の 2 回で 0.10 月を引き上げ、6 月期と 12 月期を 0.80 月とするもので、同第 2 号は、再任用職員の 12 月期を 0.05 月引き上げ、0.40 月とする改定でしたが、平成 28 年度より 12 月期を引き下げ、6 月期と 12 月期の 2 回で 0.05 月引き上げ、6 月期と 12 月期を 0.0375 月に改正するもので、下線部分、同第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」を「100 分の 80」に改め、15 ページをご覧ください。

同第 2 号中、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」を「100 分の 37.5」に改めるものでございます。6 ページにお戻りください。

附則としまして、附則第 1 項において、この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

附則第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに別表第 1 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものです。

附則第 3 項は、給与の内払いについての規定で、改正前の支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものと定めています。

附則第 4 項では、この条例は平成 28 年 1 月 1 日現在の在職者に限り適用するものです。

次に、附則第 5 項では、前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

同じく議案第 4 号の改正後の予算総額はいくらになるのかをお尋ねしたいと思います。

町長公室長（高嶋 好弘）

尾崎議員の質問にお答えします。

一般職につきましては、約 860 万円になっています。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 4 号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定を致しました。

日程第 7、議案第 5 号、平成 27 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは議案第 5 号、平成 27 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額、93 億 1,949 万 1,000 円に、歳入歳出それぞれ、1,518 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、93 億 3,467 万 1,000 円とするものでございます。

この度の補正でございますが、ふるさと納税について、昨年 12 月より推進をするなか、昨年 12 月定例議会でふるさと納税推進事業パートナー事業者負担金等を補正したところですが、3,000 万円を超えるふるさと納税があったことで、予算不足が生じたので、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

10 ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 6. 企画費で、ふ

るさと納税関係手数料 293 万円、ふるさと納税推進事業パートナー事業者負担金 1,225 万円の合計 1,518 万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8 ページをお開き下さい。

款 13. 繰越金を、1,518 万円の増額補正により、1,531 万円に改めるものです。以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、93 億 3,467 万 1,000 円に改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

お尋ねしたいのは、この補正予算の 1,518 万円につきまして、ただ今の、議決しました議会議員、特別職、教育長の報酬の引き上げ等が含まれているかどうかということをお尋ねしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願い致します。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の質問でございますが、この補正には議会議員等の先程の改正は含まれておりません。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 5 号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定を致しました。
以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。
これをもって、平成 28 年第 1 回多度津町議会臨時会を閉会致します。
ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 10 時 38 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 28 年 2 月 1 日
第 1 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成28年第1回多度津町議会臨時会議事日程

2月1日（月）午前9時 開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について

日程第 4. 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について

日程第 5. 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について

日程第 6. 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について

日程第 7. 議案第 5 号 平成 27 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について